

高松市特産品・伝統的ものづくり販売促進事業補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、本市において特産品に関する事業又は伝統的ものづくりに関する事業を実施する事業者等（以下「市内事業者等」という。）が、本市の特産品及び伝統的ものづくりに関する製品の販売促進のために実施する、販路開拓、広告宣伝等に要する経費の一部について予算の範囲内で高松市特産品・伝統的ものづくり販売促進事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し必要な事項を定めることにより、市内事業者等の意欲的な事業活動を促進し、もって本市における特産品及び伝統的ものづくりの振興に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 事業者 会社（株式会社（特例有限会社を含む。））、合名会社、合資会社及び合同会社をいう。）及び個人をいう。
- (2) 商工団体 独立行政法人中小企業基盤整備機構法（平成14年法律第147号）第2条第1項第6号から第8号までに掲げる者をいう。
- (3) 事業者等 事業者及び商工団体をいう。
- (4) 伝統的ものづくりに関する事業 高松市伝統的ものづくり振興条例（平成26年高松市条例第24号）第2条第1号に規定する伝統的ものづくりの技術によって製造された製品及びこれらを直接活用して行う事業をいう。
- (5) 特産品（本市が主たる産地である産物をいう。この要綱において同じ。）に関する事業 次のアからウまでに掲げるもののいずれかを直接活用して行う事業をいう。
 - ア 高松市中小企業振興助成条例（昭和47年高松市条例第34号）第2条第3号に規定する特産品
 - イ 「地域産業資源活用事業の促進に関する基本方針（平成19年総務省、財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省告示第2

号)」に基づき、香川県が特定する地域産業資源のうち、その地域が本市であって、市長が別に指定するもの

ウ ア及びイに掲げるもののほか、本市の特産品として、市長が認めるもの

(6) 展示会等 取引先等の開拓及び受発注の機会の確保を目的として開催される見本市、展示会その他これらに類するもの（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により行うものを除く。）をいう。ただし、次に掲げるものを除く。

ア 出展者の募集が広く一般に公開されていないもの

イ 香川県内で開催されるもの

ウ 次条で定める補助対象者が主催し、共催し、協賛し、又は後援するもの

エ その他市長が不相当と認めるもの

(7) オンライン展示会等 インターネットを活用した非対面型の展示会等で、主に国外のバイヤー等を対象として開催されるものをいう。ただし、次に掲げるものを除く。

ア 出展者の募集が広く一般に公開されていないもの

イ 次条で定める補助対象者が主催し、共催し、協賛し、又は後援するもの

ウ その他市長が不相当と認めるもの

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、特産品に関する事業又は伝統的ものづくりに関する事業を行う者であって、次の各号のいずれにも該当するものとする。

(1) 次のいずれかに該当する者であること。

ア 事業者であって、市内に住所を有する個人

イ 事業者であって、市内に主たる事業所を有する会社

ウ 市内に主たる事務所を有する商工団体

(2) 今後も市内で特産品に関する事業又は伝統的ものづくりに関する事業を継続する意思を有している者であること。

(3) 事業収入を得ている者であること。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、補助対象者としなない。

- (1) 第7条の規定による交付の申請の日（以下「交付申請日」という。）の属する年度において、既に本補助金の交付の決定を受けている者
 - (2) 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）と同一の事業に対して、本市、国、県その他各種団体等からこの要綱に定める補助金とは別の補助金の交付を受けた、又は受ける者
 - (3) 交付申請日において、本市の市税のうち納期限の到来した税額を滞納している者
 - (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団、同条第6号に規定する暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者
 - (5) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第5項に規定する「性風俗関連特殊営業」又は当該営業（店舗型性風俗特殊営業に限る。）に係る同条第13項に規定する「接客業務受託営業」を行う者
 - (6) 政党その他の政治団体
 - (7) 宗教上の組織又は団体
 - (8) 法人格のない任意団体
 - (9) 交付申請日において高松市指名停止等措置要綱（平成24年高松市告示第403号）に基づく指名停止措置が講じられている者
 - (10) 前各号に掲げる者のほか、市長が補助することが適当でないと認められた者
- （補助対象事業）

第4条 補助対象事業は、販売促進を目的とした次の各号に掲げる事業とする。ただし、本市の特産品、伝統的ものづくりの技術によって製造された製品及びこれらを直接活用した製品であって、香川県内で製造又は加工の最終段階の工程が行われた製品を有する者が実施する事業に限る。

- (1) 販路開拓事業 県外及び海外並びにオンラインで開催される展示会等へ出展する事業
- (2) 広告宣伝事業 事業所及び事業内容の広告に係るチラシやカタログ等

の制作や改良をデザイナー等に依頼する事業

(3) デザイン活用事業 パッケージデザイン等の開発や改良をデザイナー等に依頼する事業

(4) HP活用事業 事業者のECサイトを新規に開設又は既存のページの変更をIT事業者等に依頼する事業

2 市長は、第8条の規定による交付の決定の日前に着手された事業であっても、第7条に規定する申請書に記載されている事業との同一性を確認することが可能であって、市長が適正と認める場合には、これを補助対象事業とすることができる。

(補助対象経費)

第5条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象事業に必要な経費であって、別表第1及び別表第2に掲げる経費その他市長が必要と認めるものとする。ただし、その消費税及び地方消費税に相当する額は、補助対象経費には含まないものとする。

2 前項の規定にかかわらず、金券等の購入費、車両又は不動産の購入費、公租公課、パーソナルコンピュータ等補助対象事業以外の事業への転用が容易と認められる機器等の購入費その他の補助金の目的等に照らし適当でないと市長が認めるものは、補助金の交付の対象としない。

3 第1項の規定にかかわらず、暗号資産（資金決済に関する法律（平成21年法律第59号）第2条第14項に規定する暗号資産をいう。）、割引券その他これに類するもの、金券、商品券又は小切手若しくは手形（いずれも他人が振り出したものに限る。）で支払を行った経費は、補助対象経費に算入しない。

(補助金の額)

第6条 補助金の額は、補助対象経費の実支出額の合計額に所定の補助率（特産品に関する事業は、2分の1、伝統的ものづくり製品に関する事業は、4分の3）を乗じて得た額（その額に1,000円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てた額）とする。ただし、その額が15万円を超えるときは、15万円とする。

(交付の申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、高松市特産品・伝統的ものづくり販売促進事業補助金交付申請書（様式第1号）（以下「申請書」という。）に、次に掲げる書類を添えて、市長が別に定める期間内に市長に提出しなければならない。

- (1) 事業実施計画書（様式第2号）
- (2) 支出予算書（様式第3号）（見積書等含む。）
- (3) 本市の市税に係る滞納無証明書
- (4) 発行後3月以内の履歴事項全部証明書（法人の場合に限る。）
- (5) 発行後3月以内の住民票の写し（個人の場合に限る。）
- (6) 申請者の事業概要を示す書類
- (7) 自社製品の概要が分かる書類
- (8) 出展する展示会等の概要が分かる書類等（販路開拓事業の場合に限る。）
- (9) その他市長が必要と認める書類
（交付の決定）

第8条 市長は、前条の規定による申請書の提出があったときは、その内容を審査し、必要に応じて実地調査等を行い、補助金の交付の適否を決定するものとする。

2 市長は、補助金の交付の決定をする場合において、必要な条件を付することができる。

（決定の通知）

第9条 市長は、前条の規定により補助金の交付の適否を決定したときは、申請者に対し、高松市特産品・伝統的ものづくり販売促進事業補助金交付決定通知書（様式第4号）（以下「交付決定通知書」という。）又は高松市特産品・伝統的ものづくり販売促進事業補助金不交付決定通知書（様式第5号）により、その決定の内容及び交付の決定の場合にあってはこれに付する条件を通知するものとする。

（着手届及び完了届）

第10条 着手届及び完了届は、高松市補助金等交付規則（昭和54年高松市規則第12号）第6条ただし書の規定により、その提出は省略するものとする。

る。

(補助事業の変更等)

第11条 補助金の交付決定通知書を交付された者(以下「補助事業者」という。)は、補助事業を変更しようとするときは、あらかじめ高松市特産品・伝統的ものづくり販売促進事業補助金変更交付申請書(様式第6号)に次に掲げる書類を添えて市長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、次の各号に掲げる軽微な変更の場合を除く。

(1) 支出予算書の経費分類に記載した経費の配分の変更であって経費使用の効率化に資する場合

(2) 次のアからウまでに掲げる条件のいずれにも該当する場合

ア 高松市特産品・伝統的ものづくり販売促進事業補助金実績報告書(様式第9号)に記載され、又は記載予定の補助金の額が、交付決定通知書に記載された補助金の額を下回っていること。

イ その変更が、申請書添付の事業実施計画書に記載した補助事業の目的に変更をもたらすものでなく、かつ、より能率的にその補助事業の目的の達成に資するものであると認められること。

ウ アに規定するその下回っている額は3万円又は交付決定通知書に記載された補助金の額に100分の20を乗じて得た額のいずれか小さい額以下であること。

2 補助事業者は、前項の規定による承認を受けようとする場合は、同項に規定する申請書に次の各号に掲げる書類を添えなければならない。

(1) 変更後の事業実施計画書(様式第2号)

(2) 変更後の支出予算書(様式第3号)

(3) 変更の内容を確認することのできる書類

(4) その他市長が必要と認める書類

3 市長は、第1項の規定により提出のあった変更の内容を承認する場合は、必要な条件を付し、又は第8条第2項の規定により付した条件を変更することができる。

4 市長は、第1項の補助事業の変更の承認をしたときは、高松市特産品・伝統的ものづくり販売促進事業補助金変更交付決定通知書(様式第7号)によ

り当該補助事業者に通知するものとする。

5 補助事業者は、補助事業を中止し、又は廃止しようとするときは、高松市特産品・伝統的ものづくり販売促進事業中止（廃止）承認申請書（様式第8号）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。この場合においては、第9条の規定を準用する。

6 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了しないとき、又は補助事業の遂行が困難となったときは、速やかにその理由その他必要な事項を市長に報告し、その指示を受けなければならない。

（実績報告）

第12条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、その完了の日から起算して20日を経過する日又は補助金の交付の決定に係る市の会計年度の2月28日のいずれか早い日までに、高松市特産品・伝統的ものづくり販売促進事業補助金実績報告書（様式第9号）に、次の各号に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

（1） 事業実績書（様式第10号）

（2） 支出決算書（様式第11号）

（3） 補助対象経費を支払ったことを確認することのできる書類

（4） 成果報告物

（5） その他市長が必要と認める書類

（交付指令等）

第13条 市長は、前条の規定による実績報告書の提出があったときは、提出された書類の審査及び必要に応じて行う実地調査等により、補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するか否かを確認し、適合すると認めるときは、補助金の額を確定し、高松市特産品・伝統的ものづくり販売促進事業補助金交付指令書（様式第12号）により、補助事業者に通知するものとする。

2 前項の規定による通知を受けた補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、所定の請求書を市長に提出しなければならない。

（決定の取消し及び補助金の返還）

第14条 市長は、補助事業者が、次の各号のいずれかに該当すると認めると

きは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 虚偽その他不正の手段により補助金の交付の決定又は交付を受けたとき。

(2) 補助金を補助事業以外の用途に使用したとき。

(3) この要綱の規定に違反したとき。

(4) 補助金の交付の決定の内容若しくはこれに付した条件又は法令に違反したとき。

(5) 補助金の交付を受ける権利を第三者に譲渡し、又は担保に供したとき。

(6) 前各号に掲げる場合のほか、市長の指示に従わなかったとき。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合において、その取消しに係る部分に関し、既に補助金を交付しているときは、期限を定めてその全部又は一部の返還を命ずるものとする。

(事業効果の調査)

第15条 市長は、補助事業の効果を把握するため、必要があると認めるときは、補助事業者に対し事業効果に関する調査を実施することができる。

2 補助事業者は当該調査に対し、速やかに応じなければならない。ただし、市長がやむを得ない事由があると認めるときはこの限りでない。

(書類等の整備)

第16条 補助事業者は、補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ、当該帳簿及び証拠書類を補助事業が完了した日（補助事業廃止の承認を受けた場合は、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保存しておかななければならない。

(検査等)

第17条 市長は、必要があると認めるときは、当該職員に書類等の検査をさせ、又は補助事業等の執行状況について実地検査をさせることができる。

2 補助決定者は、市監査委員から要求があるときは、いつでも監査を受けなければならない。

(委任)

第18条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附 則

この要綱は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

別表第 1（第 5 条関係）

補助対象事業	補助対象経費	
	費目	内容
販路開拓事業	出 展 費	出展料、小間料、会場設営費、備品使用料等
	委 託 費	会場設営費（展示装飾、工事費）、現地販売員に係る経費
	旅 費	前泊・後泊を含む対面式見本市等への出展期間中に係る宿泊施設への宿泊費、交通費（航空賃、鉄道運賃（特急・急行料金、新幹線の座席指定料金を含む。）、船賃、バス運賃等）（交通費は特別に付加された料金を除き、最も経済的で妥当な経路による額、宿泊費は別表第 2 に規定する上限額、2 人分を限度とする。）
	製品等運搬費	製品等・パンフレット等輸送費（外部委託に係る経費に限る。）
広告宣伝事業	委 託 費	チラシ・カタログ等のデザイン制作や改良の外部委託に要する経費 ※上記の製造に要した経費を含む。
デザイン活用事業	委 託 費	パッケージ等のデザイン制作や改良の外部委託に要する経費 ※上記の製造に要した経費を含む。
H P 活用事業	委 託 費	E C サイトの開設や改良の外部委託に要する経費

別表第2（第5条関係）

補助対象経費		宿泊地区分	1人1泊当たり 宿泊費上限額 (税抜)
宿泊費	国内	甲（さいたま市、千葉市、東京都特別区、横浜市、川崎市、相模原市、名古屋市、京都市、大阪市、堺市、神戸市、広島市、福岡市）	10,900円
		乙（甲を除く全ての地域）	9,800円
	国外	指定都市（ロサンゼルス、ニューヨーク、サンフランシスコ、ワシントン、ジュネーブ、ロンドン、パリ、モスクワ、アブダビ、ジッダ、クウェート、リヤド、シンガポール、アビジャン）	19,300円
		甲（北米、西欧、中近東地域）	16,100円
		乙（韓国、香港、東欧、東南アジア、大洋州地域）	12,900円
		丙（中国、南西アジア、中南米、アフリカ、南極地域）	11,600円

備考 国外枠の宿泊地区分における、甲、乙及び丙は、指定都市を除く。

様式第 1 号（第 7 条関係）

年 月 日

（宛先）高松市長

申請者 所在地
 名 称
 代表者
 （個人にあつては、住所及び氏名）

高松市特産品・伝統的ものづくり販売促進事業補助金交付申請書

次のとおり補助金の交付を受けたいので、高松市特産品・伝統的ものづくり販売促進事業補助金交付要綱第 7 条の規定により、誓約事項について誓約の上、関係書類を添えて、申請します。

補 助 申 請 額		円		
申請 担当	氏 名	電 話 番 号		
	役 職	E - m a i l		
日 本 産 業 分 類 (中 分 類)		設 立 年 月 日	年 月 日	
主 要 生 産 品 目 (営 業 品 目)				
補 助 対 象 事 業	<input type="checkbox"/> 販路開拓事業 <input type="checkbox"/> 広告宣伝事業 <input type="checkbox"/> デザイン活用事業 <input type="checkbox"/> H P 活用事業			
同意欄 (法人の場合のみ チェックを記入)	<input type="checkbox"/>	この申請に当たり、市において申請者の法人登記の情報について確認することに同意します。		
添 付 書 類	(1) 事業実施計画書（様式第 2 号） (2) 支出予算書（様式第 3 号）（見積書等含む。） (3) 本市の市税に係る滞納無証明書 (4) 発行後 3 月以内の履歴事項全部証明書（法人の場合に限る。上記同意欄にチェックを記入した法人については、添付を要しない。） (5) 発行後 3 月以内の住民票の写し（個人の場合に限る。） (6) 申請者の事業概要を示す書類 (7) 自社製品の概要が分かる書類 (8) 出展する展示会等の概要が分かる書類（販路開拓事業の場合に限る。） (9) その他市長が必要と認める書類			

誓約事項（確認の上、誓約する事項にチェックをしてください。）

- 申請者は、特産品に関する事業者又は伝統的ものづくりに関する事業を行う、市内に主たる事業所（個人の場合にあっては、住所）を有する会社又は市内に主たる事務所を有する商工団体であって、今後も伝統的ものづくりに関する事業又は特産品に関する事業を継続する意思を有する者であることに相違ありません。
- 申請者が有する製品は、本市の特産品、伝統的ものづくりの技術によって製造された製品及びこれらを直接活用した製品であって、香川県内で製造又は加工の最終段階が行われたものに相違ありません。
- 事業収入を得ている者であることに相違ありません。
- 申請者は、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団、同条第6号に規定する暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者ではありません。
- 申請者は、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第5項に規定する「性風俗関連特殊営業」又は当該営業（店舗型性風俗特殊営業に限る。）に係る同条第13項に規定する「接客業務受託営業」を行う事業者ではありません。
- 申請者は、政党その他の政治団体ではありません。
- 申請者は、宗教上の組織又は団体ではありません。
- 申請者は、法人格のない任意団体ではありません。
- 申請書は、交付申請日において高松市指名停止等措置要綱（平成24年高松市告示第403号）に基づく指名停止措置が講じられている者ではありません。
- 交付申請日の属する年度において、既に本補助金の交付の決定を受けている者ではありません。
- 申請者は、補助金の交付の申請をする事業について、本市、国、県その他各種団体等から別の補助金を受けた、又は受ける者ではありません。
- 申請者は、市長が、必要があると認め、当該職員に書類等の検査をさせ、又は補助事業等の執行状況について実地検査をさせるときは、これを受けます。また、市監査委員から要求があるときはいつでも監査を受けます。
- 申請書類に記載された情報は、必要に応じて関係行政機関に提供されることに同意します。
- 申請書及び添付書類の内容に偽りはありません。虚偽の記載や不正があった場合は、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消され、その取消しに係る部分に関し、既に補助金の交付を受けているときは、その全部又は一部を市の定めた期限までに返還します。
- 交付決定を受けるまでの間に発生した災害等により生じた損失は申請者の負担に帰するものであることに同意します。
- 交付決定を受けない場合又は既に受けた交付決定が取り消された場合における、既に要した事業費は申請者の負担に帰するものであることに同意します。
- 交付決定を受けた金額が交付申請をした額に達しない場合において、その異議は申し立てないことに同意します。
- 既に着手した事業については、交付決定を受けるまでの間は、内容の変更を行わないことに同意します。

様式第3号（第7条関係）

支出予算書

NO	補助対象 事業	経費分類	経費の 内容	支出 予定先	金額 (税抜)	支払 済
1					円	<input type="checkbox"/>
2					円	<input type="checkbox"/>
3					円	<input type="checkbox"/>
4					円	<input type="checkbox"/>
5					円	<input type="checkbox"/>
6					円	<input type="checkbox"/>
7					円	<input type="checkbox"/>
8					円	<input type="checkbox"/>
9					円	<input type="checkbox"/>
10					円	<input type="checkbox"/>
11					円	<input type="checkbox"/>
12					円	<input type="checkbox"/>
13					円	<input type="checkbox"/>
補助対象経費合計額					円	
補助率					<input type="checkbox"/> 1/2（特産品） <input type="checkbox"/> 3/4（伝統的ものづくり製品）	
補助申請額 (1,000円未満切捨て。上限15万円)					円	

※経費分類の名称が同じものは、まとめて記載してください。

※経費ごとに金額の根拠が分かる見積書等を提出してください。

※補助申請額は、補助対象経費合計額に所定の補助率（特産品に関する事業は、2分の1、伝統的ものづくり製品に関する事業は、4分の3）を乗じて得た額とし、1,000円未満は切り捨ててください。また、その額が15万円を超えるときは15万円と記載してください。

※補助申請額は、様式第1号の交付申請書に記載する補助申請額と一致させてください。

※支払済にチェックが入るものがある場合は、その支払ったことを確認することのできる書類を併せて提出してください。

高 第 号
年 月 日

様

高松市長

高松市特産品・伝統的ものづくり販売促進事業補助金交付決定通知書

年 月 日付で申請のあった高松市特産品・伝統的ものづくり販売促進事業補助金の交付については、次のとおり決定したので、高松市特産品・伝統的ものづくり販売促進事業補助金交付要綱第9条の規定により通知します。

- 1 補助金の交付予定額 円
- 2 交付条件
 - (1) この補助金は、高松市特産品・伝統的ものづくり販売促進事業補助金交付要綱（以下「要綱」という。）に基づくもので、その目的以外に使用してはなりません。
 - (2) 次のアからウまでのいずれかに該当するときは、速やかに市長の承認又は指示を受けなければなりません。
 - ア 補助事業の内容を変更しようとするとき（軽微な変更の場合を除く。）。
 - イ 補助事業を中止し、又は廃止しようとするとき。
 - ウ 補助事業が予定の期間内に完了しないとき、又はその遂行が困難となったとき。
 - (3) 補助事業が完了したときは、その完了の日から起算して20日を経過する日又は補助金の交付の決定に係る市の会計年度の2月28日のいずれか早い日までに、高松市特産品・伝統的ものづくり販売促進事業補助金実績報告書（様式第9号）を提出しなければなりません。
 - (4) 補助事業に係る収支を明らかにした帳簿及び証拠書類を備え、補助事業が完了した日（補助事業の廃止の承認を受けた場合は、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保存しておかなければなりません。
 - (5) 市長が必要があると認め、当該職員に書類等の検査をさせ、又は補助事業の執行状況について実地検査をさせるときは、これを受けなければなりません。
 - (6) 市監査委員から要求があるときは、いつでも監査を受けなければなりません。
 - (7) 要綱の規定に違反し、交付の決定の全部又は一部を取り消された場合で、その取消しに係る部分に関し、既に補助金の交付を受けているときは、当該補助金を返還しなければなりません。

様式第 5 号（第 9 条関係）

高 第 号
年 月 日

様

高松市長

高松市特産品・伝統的ものづくり販売促進事業補助金不交付決定
通知書

年 月 日付けで申請のあった高松市特産品・伝統的もの
づくり販売促進事業補助金の交付については、交付をしないことに決定し
たので、高松市特産品・伝統的ものづくり販売促進事業補助金交付要綱第
9 条の規定により通知します。

交付をしない理由

様式第6号（第11条関係）

年 月 日

（宛先）高松市長

申請者 所在地
名 称
代表者
（個人にあつては、住所及び氏名）

高松市特産品・伝統的ものづくり販売促進事業補助金変更交付申
請書

年 月 日付け高 第 号により補助金の交付の決
定の通知を受けた補助事業について、次のとおりその内容を変更したいの
で、高松市特産品・伝統的ものづくり販売促進事業補助金交付要綱第11
条第1項の規定により、関係書類を添えて申請します。

変更後の 補助申請額			円
変更する事項			
変更の 内容	変更前		
	変更後		
変更の理由			
添付書類	(1) 変更後の事業実施計画書（様式第2号） (2) 変更後の支出予算書（様式第3号） (3) 変更の内容を確認することのできる書類 (4) その他市長が必要と認める書類		

高 第 号
年 月 日

様

高松市長

高松市特産品・伝統的ものづくり販売促進事業補助金変更交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった補助事業の変更については、次のとおり決定したので、高松市特産品・伝統的ものづくり販売促進事業補助金交付要綱第11条第4項の規定により通知します。

- 1 変更の内容
- 2 変更後の補助金の交付予定額 円
- 3 交付条件
 - (1) この補助金は、高松市特産品・伝統的ものづくり販売促進事業補助金交付要綱（以下「要綱」という。）に基づくもので、その目的以外に使用してはなりません。
 - (2) 次のアからウまでに掲げるいずれかに該当するときは、速やかに市長の承認又は指示を受けなければなりません。
 - ア 補助事業の内容を変更しようとするとき（軽微な変更の場合を除く。）。
 - イ 補助事業を中止し、又は廃止しようとするとき。
 - ウ 補助事業が予定の期間内に完了しないとき、又はその遂行が困難となったとき。
 - (3) 補助事業が完了したときは、その完了の日から起算して20日を経過する日又は補助金の交付の決定に係る市の会計年度の2月28日のいずれか早い日までに、高松市特産品・伝統的ものづくり販売促進事業補助金実績報告書（様式第9号）を提出しなければなりません。
 - (4) 補助事業に係る収支を明らかにした帳簿及び証拠書類を備え、補助事業が完了した日（補助事業の廃止の承認を受けた場合は、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保存しておかなければなりません。
 - (5) 市長が必要があると認め、当該職員に書類等の検査をさせ、又は補助事業の執行状況について実地検査をさせるときは、これを受けなければなりません。
 - (6) 市監査委員から要求があるときは、いつでも監査を受けなければなりません。
 - (7) 要綱の規定に違反し、交付の決定の全部又は一部を取り消された場合で、その取消しに係る部分に関し、既に補助金の交付を受けているときは、当該補助金を返還しなければなりません。

様式第 8 号（第 1 1 条関係）

年 月 日

（宛先）高松市長

申請者 所在地

名 称

代表者

（個人にあつては、住所及び氏名）

高松市特産品・伝統的ものづくり販売促進事業中止（廃止）承認
申請書

年 月 日付け高 第 号により補助金の交付の決定の通知を受けた補助事業について、次のとおり中止（廃止）したいので、高松市特産品・伝統的ものづくり販売促進事業補助金交付要綱第 1 1 条第 5 項の規定により申請します。

中止（廃止）の理由	
中止（廃止）予定年月日	年 月 日
中止の場合の再開予定年月日	年 月 日

様式第9号（第12条関係）

年 月 日

（宛先）高松市長

報告者 所在地

名 称

代表者

（個人にあつては、住所及び氏名）

高松市特産品・伝統的ものづくり販売促進事業補助金実績報告書

年 月 日付け高 第 号により補助金の交付の決定の通知を受けた補助事業について、高松市特産品・伝統的ものづくり販売促進事業補助金交付要綱第12条の規定により、次のとおり関係書類を添えて、実績報告をします。

補助金の額	円
添付書類	(1) 事業実績書（様式第10号） (2) 支出決算書（様式第11号） (3) 補助対象経費を支払ったことを確認することのできる書類 (4) 成果報告物 (5) その他市長が必要と認める書類

様式第10号（第12条関係）

事業実績書

（販路開拓事業）

1 展示会等の概要

出 展 方 法	<input type="checkbox"/> 展示会等 <input type="checkbox"/> オンライン展示会等	
名 称		
主 催 者		
開 催 場 所	会場名： 所在地：	
開 催 期 間	全体 年 月 日 ~ 年 月 日 自社出展期間 年 月 日 ~ 年 月 日	
出 展 規 模	出展者数 者	来場者数 人

2 販売実績

出展製品名称			
売 上 個 数		小 売 価 格	
売 上 金 額			

3 商談実績

名 刺 交 換 数		商 談 件 数	
商 談 先 名			
展示会終了後 2週間における 商 談 件 数			
展示会終了後 2週間における 商 談 内 容			

4 所見

効 果 （出展によって 得られたこと）	
今後の事業展 開、展示会出展 に つ い て	

5 写真シート

展示会等で出展していることが分かる写真を4枚以上添付。その中には「ブース前方からの写真」及び「製品が明瞭に分かる写真」を必ず含むこと（ただし、オンライン展示会等の場合、「ブース前方からの写真」は不要。）。
※任意様式での提出も可。

①	②
③	④
⑤	⑥

様式第10号（第12条関係）

事業実績書

（広告宣伝事業、デザイン活用事業、HP活用事業）

1 補助事業の内容、効果

補助対象事業	<input type="checkbox"/> 広告宣伝事業 <input type="checkbox"/> デザイン活用事業 <input type="checkbox"/> HP活用事業
事業の具体的内容	
事業の効果	
事業実施日程	(開始日) 年 月 日 (完了日) 年 月 日

（添付書類）

- ・ 契約書の写し

様式第 1 1 号（第 1 2 条関係）

支出決算書

NO	補助対象 事業	経費分類	経費の 内容	支出先	金額 (税抜)	領収 書添 付
1					円	<input type="checkbox"/>
2					円	<input type="checkbox"/>
3					円	<input type="checkbox"/>
4					円	<input type="checkbox"/>
5					円	<input type="checkbox"/>
6					円	<input type="checkbox"/>
7					円	<input type="checkbox"/>
8					円	<input type="checkbox"/>
9					円	<input type="checkbox"/>
10					円	<input type="checkbox"/>
11					円	<input type="checkbox"/>
12					円	<input type="checkbox"/>
13					円	<input type="checkbox"/>
補助対象経費合計額					円	
補助率					<input type="checkbox"/> 1/2（特産品） <input type="checkbox"/> 3/4（伝統的ものづくり製品）	
補助金の額 (1,000円未満切捨て。上限15万円)					円	

※経費分類ごとに、まとめて記載してください。

※補助金の額は、補助対象経費合計額に所定の補助率（特産品に関する事業は、2分の1、伝統的ものづくり製品に関する事業は、4分の3）を乗じて得た額とし、1,000円未満は切り捨ててください。また、その額が15万円を超えるときは15万円と記載してください。

※番号に対応する数字を添付する証拠書類に記載し、順番に並べて提出してください。

様式第12号（第13条関係）

高松市指令 第 号

様

年 月 日付で申請のあった高松市特産品・伝統的もの
づくり販売促進事業について、次のとおり条件を付けて補助金として
円を交付します。

年 月 日

高松市長

- 1 この補助金は、高松市特産品・伝統的ものづくり販売促進事業補助金交付要綱に基づくもので、その目的以外に使用してはなりません。
- 2 市長が必要があると認め、当該職員に書類等の検査をさせ、又は補助事業の執行状況について実地検査をさせるときは、これを受けなければなりません。
- 3 市監査委員から要求があるときは、いつでも監査を受けなければなりません。
- 4 高松市特産品・伝統的ものづくり販売促進事業補助金交付要綱の規定に違反し、交付の決定の全部又は一部を取り消された場合で、その取消しに係る部分に関し、既に補助金の交付を受けているときは、当該補助金を返還しなければなりません。